

「地方創生に資するデータ活用プラン」

公募要領

1. 総則

この要領は、一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構（以下「VLED」という。）が、総務省からの請負調査事業「平成 27 年度オープンデータ・ビッグデータの利活用推進に向けた調査研究に係る請負」の一環として行う「地方創生に資するデータ活用プラン」（以下「本事業」という。）の公募について定めるものです。

2. 目的・概要

本事業は、地域経済の活性化や地域課題の解決など、地方創生に資するため、地方公共団体の協力を得て、オープンデータやビッグデータを活用した新たなサービスやアプリケーション、事業モデルなどの効果や課題を明らかにするとともに、成果を広く社会全体で共有することを目的とします。

提案が本事業に採択された場合、VLED はその提案を実施するための費用を補助するとともに、提案の成果を VLED のウェブサイト等において広く周知することとします。

なお、オープンデータに加えて、企業・団体などが保有する非公開データを活用しても差し支えありません。また、データの活用にあたっては、プライバシーやセキュリティに十分配慮するものとします。

3. 予算

本事業の総予算は 2,000 万円（税別）です。

また、採択 1 件当たり予算は最大 1,000 万円（税別）までとします。

4. 実施期間

本事業の実施期間は、採択及び契約締結後から 2016 年 3 月 22 日までとします。また、2016 年 2 月～3 月上旬頃開催予定の VLED2020 オープンデータシティ推進委員会で成果報告していただきます。

5. 納入成果物及び費用の支払い

2016 年 3 月 22 日までに、VLED に報告書を納入していただきます。この報告書が納入成果物となります。納入成果物（報告書）の著作権は VLED に譲渡していただきます。なお、納入成果物（報告書）に関する著作者人格権は行使しないものとします。ただし、本事業開始前から保有してい

た著作権や第三者の著作物（引用など）は除きます。また、著作権譲渡の対象はあくまでも納入成果物（報告書）のみであり、納入成果物以外で本事業を行う過程で発生した著作物（例：プログラム等）は譲渡の対象にはなりません。

また、報告書納入後 60 日以内に、費用の全額を指定された口座に振り込みます。詳細は契約締結時に契約書に記載します。

6. 応募資格

次の(1)から(7)までの全ての条件を満たすことのできる団体等とします。

- (1) 日本国において登記された法人であること。
- (2) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 本事業を迅速かつ効率的に遂行できる体制を構築できること。
- (4) 予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条「一般競争に参加させることができない者」の規定に該当しない者であること。
- (5) 予決令第 71 条「一般競争に参加させないことができる者」の規定に該当しない者であること。
- (6) 地方公共団体の協力を得られること。
- (7) **2015 年 7 月 9 日（木）13 時-16 時**に、東京都内で開催する VLED の 2020 オープンデュータシティ推進委員会の場で行う、応募者によるプレゼンテーションに参加できること。なお、提案書の作成に要する費用や、プレゼンテーション参加費用など、応募に要する費用は、応募者の負担とします。

7. 説明会

説明会は開催しません。ご不明な点は 8 の 4) に示す問合せ先までお問い合わせください。

8. 応募方法

応募する方は、下記の要領で必要書類を提出してください。

1) 応募受付期間

2015 年 6 月 15 日（月）から **2015 年 7 月 6 日（月）17 時まで【必着】**

2) 提出書類

次の(1) (2)の書類を提出してください。提出された書類は、本事業の審査のみに使用します。

- (1) 実施内容説明書（様式を参考にしてください）
- (2) 概算見積書・内訳書（様式任意）

「実施内容説明書」の実施内容ごとの費用を記載してください。再委託・再請負等がある場合は、

その額も記載してください。押印は不要です。

※ 実施内容説明書（様式）の構成（以下の枚数は目安。）

- ・表紙（応募者の法人名、連絡先・連絡担当者などを記載）（1枚）
- ・趣旨・目的（データを活用した地方創生に資する提案であること）（1枚）
- ・提案の特徴（データの発生から活用に至る段階の、どこでどのような特徴があるのかと、特にその中で活用段階での特徴をそれぞれ記載）（2枚）
- ・実施内容（3-5枚程度）
- ・期待する効果（アウトカム）（1枚）
- ・スケジュール（1枚）
- ・実施体制（各主体の役割・責任分担を記載してください。連携する地方公共団体も記載してください。また、再委託・再請負先がある場合は、その旨を明記してください）（1枚）

3)提出方法

提出方法は以下のとおりです。

- (1) 提出する書類は電子ファイルで、8の4)に示す電子メールアドレス宛にお送りください。ファイル送信サービス等を用いることも可能です。
- (2) 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできません。また、書類の返還も行いません。
- (3) 参加資格を満たさない者が提出した書類、虚偽の記載をした書類は、無効とします。
- (4) 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (5) 採択された提案者の提出書類は、その一部又は全部をVLEDのWebサイトで公開する場合があります。公開できない箇所がある場合は、事前に提案者とVLEDで調整した上で公開します。また、不採択の場合でも、アイデア等が優れており、広く公開して今後の具体化につながるものについては、提案者の承諾を得た上で、公開する場合があります。

4)書類の提出先及び問合せ先

書類の提出先及び問合せ先は以下のとおりです。問合せ受付期間は、応募期間内とします。

書類の提出及び問合せ先

一般社団法人オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構（VLED）事務局

〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3

株式会社三菱総合研究所 情報通信政策研究本部内

担当：村上、津國、福島、石木

電子メール：[koubo27 \[at\] vled.or.jp](mailto:koubo27@vled.or.jp) ([at]→@)

電話：03-6705-6016

9. プレゼンテーション

応募者は、2015年7月9日（木）13時-16時に東京都内で開催するVLED2020オープンデータシティ推進委員会の場で行う、応募者によるプレゼンテーションへの参加を必須とします。

1) プレゼンテーション時間（1応募者当たり）

- ・応募者によるプレゼンテーション：10分程度
- ・審査員（次項参照）による質疑応答：10分程度

2) プレゼンテーション方法

会場にプロジェクターを用意します。応募された提案書類は各審査員に事前に配付します。PCの持ち込みや、提出書類以外を用いて、提案内容の理解を深めるプレゼンテーションを行うことは可能ですが、審査の対象は提出書類のみとします。

3) 事前審査

応募者多数（8件程度を超える）場合は、事務局において事前審査を行い、審査員である2020オープンデータシティ推進委員会共同主査の承認を経て、プレゼンテーション参加者を選定する場合があります。

10. 審査方法

審査方法は以下のとおりです。

1) 審査員

審査はVLED 2020 オープンデータシティ推進委員会の共同主査及び委員が行います。ただし、審査員と利害関係があると認められる者からの提案があった場合は、審査に参加しないものとします。

審査員（○は共同主査）

越塚 登（東京大学大学院 情報学環 教授）○
井上 由里子（一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授）○
中村 伊知哉（慶應義塾大学大学院 メディアデザイン研究科 教授）○
石川 雄章（東京大学大学院 情報学環 特任教授）
福野 泰介（株式会社 jig.jp 代表取締役社長）
不破 泰（信州大学 総合情報センター長 教授）
森本 登志男（佐賀県 最高情報統括監（CIO））
仲伏 達也（株式会社三菱総合研究所 “ビジョン 2020”推進センター長）

2) 審査項目

以下の項目に沿って審査員が採点します。

審査項目及び配点

審査項目	配点	A	B	C	D
実施内容は具体的か	20	20	10	5	0
データ活用による新たな付加価値が期待できるか	20	20	10	5	0
地方創生への効果が期待できるか、その大きさは	20	20	10	5	0
スケジュールは的確か	5	5	-	-	0
他の地域での応用、参照、横展開が可能か	10	10	5	-	0
体制は具体的かつ的確か	10	10	5	-	0
費用は妥当か	5	5	-	-	0
その他、特筆すべき提案が含まれているか	10	10	5	-	0
合計	100				

審査基準

配点	A	B	C	D
20	大変優れている(20)	やや優れている(10)	やや課題あり(5)	課題が多い(0)
10	大変優れている(10)	やや優れている(5)	-	課題あり(0)
5	的確・妥当(5)	-	-	不的確・不明(0)

1 1. 内容・費用の調整

得点の高い提案から採択します。ただし、総額 2,000 万円（税別）の上限をやや超えるなど、必要に応じて、上位得点者に内容・費用等の調整を求める場合があります。

1 2. 契約の締結等

前項の調整結果を踏まえ、VLEDとして採択先を決定します。採択された各提案者（委託先）とVLEDの間で委託契約を締結し、事業を開始していただきます。

1 3. 参考

VLEDでは、本事業の納入成果物（報告書）をもとに、下記の仕様書の該当箇所に関するとりまとめを行い、他の検討項目と合わせて、総務省に報告書を提出します。

「平成 27 年度オープンデータ・ビッグデータの利活用推進に向けた調査研究に係る請負」仕様書 (本公募に関連する箇所を抜粋)

5. 4. 2. データ活用人材の確保に関する検討

現在、我が国においては、地域経済活性化や地域課題の解決等を通じて、地域の活力を創出する地方創生の取組が推進されているところである。一方で、地域経済の活性化・地域課題の解決に当たっては、オープンデータ・ビッグデータを活用することの有効性が認識されているにもかかわらず、一部の地方公共団体や地域の企業・団体等においてはデータの活用に関する専門的知識を有する人材の不足が指摘されている。このような背景を踏まえて、データの活用による地方創生を推進するに当たって課題となる人材不足の解決に資するため、データ活用人材の確保に関する検討を行うこと。検討に際しては、以下の事項に留意すること。

(1) (略)

(2) 地方公共団体や地域の企業・団体等有するデータ活用に関するニーズを調査した上で、それらを踏まえた人材の派遣や、データ活用環境の整備等を行うことの有効性に関する検討を行うこと。 (後略)

(3) (略)

以上